

公益認定等ガイドラインの追加について（案）に関する意見募集の結果について

（平成20年11月14日）

内閣府公益認定等委員会事務局

1 意見募集対象

- (1) 公益認定等ガイドラインの追加について（案）〔認定関係〕
- (2) 公益認定等ガイドラインの追加について（案）〔認可関係〕

2 意見募集期間

平成20年9月5日（金）から平成20年10月4日（土）まで

3 意見等提出者数

- 1－(1)関係：25
- 1－(2)関係：20

4 提出された意見等の内容

御意見として比較的多かったのは、ガイドライン追加案の内容を明らかにしてほしいというものでした。

5 提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する考え方は、別添1及び別添2のとおりです。なお、取りまとめの都合上、趣旨が類似のものは集約させていただいています。また、これら以外にも、意見募集の対象外の事項に係る意見等もありましたが、今後の業務運営の参考とさせていただきます。貴重な御意見等を提出いただき、ありがとうございました。

6 その他

公益認定等ガイドラインの追加については、委員会の審議を経て、平成20年10月10日に決定されました。

別添1 「公益認定等ガイドラインの追加について（案）〔認定関係〕」に関する意見

別添2 「公益認定等ガイドラインの追加について（案）〔認可関係〕」に関する意見

別添3 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（編注：省略）

別添1「公益認定等ガイドラインの追加（案）〔認定関係〕」に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	I-5 -(1)- ①	<p>短期の特定費用準備資金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の特定費用準備資金の要件は満たさなくて良いのか？特に資金の区分管理の要件はどのように満たすことができるのか？ ・貸借対照表や財産目録ではどのように表示するのか？ ・現預金等の等とは何を示すのか？ ・期末日において「収入が費用を上回る金額」が実際の現預金等よりも多い場合は、どのように取り扱うのか？ ・公益目的事業比率及び遊休財産の保有上限額の計算において、短期の特定費用準備資金も含まれるのか？ <p>を明確にしていきたいと思いますと考えます。</p>	<p>民法34条 法人 地方公共 団体 個人 その他</p>	<p>「短期の特定費用準備資金」については、本来の特定費用準備資金との混同を避けるためにガイドラインへの追加を行わないこととしました。</p>
2	I-7 -(5)- ②	<p>変更認定を受けなければならない事業内容の変更がどのような範囲の変更を指すのが不明確であるため、確認したい。公益法人認定法施行規則第18条第3項第3号は、特定費用準備資金の取崩しについて「特別の手續」が定められており、かつ、その手續を踏めば取崩しも可能という意味と解され、取崩しについて変更認定まで要求したものではないと考えられる。また、この取崩しには、取り崩して他の事業目的に使用することも含まれていると解するのが妥当である。一方、公益法人認定法第11条においては、公益法人は「公益目的事業の種類又は内容の変更」(第1項第2号)をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならないこととされている。</p> <p>以上の2点を勘案すれば、ここでいう「事業内容の変更」は、当該法人の「公益目的事業の種類又は内容</p>	<p>民法34条 法人 地方公共 団体</p>	<p>本追加部分は、特定費用準備資金を目的外に使用する場合の手續きを明らかにしたものです。</p> <p>公益法人認定法施行規則第18条第3項第3号は、法人内部の手續きを定めたものであり、行政庁との関係では変更認定が必要です。</p>

		<p>の変更」に相当する変更として行政庁の変更認定を受けた後、その変更された事業に使用する場合を指すものと理解する。したがって、次のようなケースについては、「公益目的事業の種類又は内容の変更」には該当しないので、行政庁の変更認定は要せず、法人において定めた「取崩しについての特別の規定」に従い手続すればよいと理解するが問題ないか。</p> <p>(1) 同一事業単位（単一事業。注）の中で当該事業中の特定部分に係る特定費用準備資金の事業内容を当該事業の他の特定部分の事業内容に変更する場合</p> <p>(2) 同一事業単位（複数事業）の中で個別の事業に係る特定費用準備資金の事業内容を他の個別の事業の事業内容に変更する場合</p> <p>(3) 特定の事業単位に係る特定費用準備資金の事業内容を他の事業単位の事業内容に変更する場合</p> <p>(注) 「事業単位」は公益認定申請書別紙2の事業一覧に掲げる「事業単位」を指す。「事業単位」に含まれる個別の事業は、単一事業の場合、複数事業の場合の両様があり得る。</p>		
3	I-7-5-②	<p>1 本文の趣旨は、①「目的や性格が変わらない範囲での資金の見直し」及び「予期せざる損失への充当」については変更認定を要しないこと、②それ以外の場合は、変更認定を受ければ資金を取り崩して他の事業に使用することができることであると考えてよいか。</p> <p>2 1のとおりであれば、「目的や性格が変わらない範囲での資金の見直し」の結果、剰余金（当該事業に使用しない金額）が発生し、当該剰余金を他の事業のために使用する場合であっても変更認定を</p>	地方公共団体	<p>1 ①②ともに貴見のとおりです。</p> <p>2 変更認定を要するかどうかは当該事業に使用しなかった金額をどのような事業に使用するかによります。</p> <p>3 変更前の記載では、目的外取崩しの前後のいずれかで変更認定を受けるかが不明確でしたが、変更認定は当該取崩し前に受けるべきものであるため、その点を明確にするために修文しました。</p>

		<p>要しないと考えてよいか。</p> <p>3 平成20年6月20日公益認定等委員会資料において示された案(「実施時期が近づくことに伴う見積もりの精緻化などその目的や性格が変わらない範囲での資金の見直しや当該事業の予期せざる損失への充当を除き、資金の目的外の取崩しの場合には、資金の目的である事業の内容の変更に該当し、変更認定を要する。」)に比べ、今回示された案においては解釈に疑義を生じると考える。変更理由は何か。</p>		
4	I-17- - (2)	<p>本規定の趣旨は、収益事業や共益事業のような積極的事业に充当する場合を前提にしていると思われるが、管理業務に充当する場合は、具体性をもって定めることは難しい。『一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める場合には』を『一部を収益事業等のために使用する旨を定める場合には』に変更して頂きたい。</p>	民法34条 法人	<p>「一部」について具体性をもって定められる必要がある」の具体性とは、「一部」の定め方の具体性のことであり、収益事業に使用する、法人会計に充てる等の用途に関する具体性のことではありません。</p>
5	I-17- - (3)	<p>公益目的事業しか行っていない多くの助成財団にとっては、公益目的事業財産の一部を公益目的事業以外のために使用することになるが、その額は年度により変動することから、幅も持って柔軟に対応できる定めが必要である。ガイドラインに記載のあるように、割合について具体性を持って定める場合、例えば「〇割以内」と記載することも認められてよいのではないかと。</p>	民法34条 法人	<p>例えば、「収益事業に〇割以下を使用する」といった定めも可能です。なお、公益目的事業のみを実施する法人においては、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、「〇割(以下)」といった具体的な定めがない場合でも、公益目的事業財産には含まれないものと整理することは可能です(ガイドラインI-17(4))。</p>
6	I-17- - (3)	<p>「〇割」「〇分の1」のような形で割合を固定すると、年度による経済変動、事業内容の振幅等に対応できなくなる可能性がある。徴収した経費の一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める際には、「〇割」等と具体的な数字を入れるべきことが記述されているが、「〇割以下」等の幅を持たせた記述も可能か。</p>	民法34条 法人	<p>例えば、「収益事業に〇割以下を使用する」といった定めも可能です。</p>

7	I-17 - (3)	事業活動を行う際に、事前に、その経費を具体的に特定することは難しい。会費をはじめとする経費の徴収にあたって、「〇割」、「〇分の1」といった具体性を持って、公益目的事業以外のために用途を定めることは、事業活動を縛ることとなり、現実的ではない。「〇〇〇に使用した残金」、「一定水準以上の徴収があった場合はその分」といった定めなど、柔軟な定めを可能とすべきである。	民法34条 法人	例えば、「収益事業に〇割以下を使用する」といった定めも可能です。
8	I-17 - (3)	社団法人の賛助会員が定款の定めに基づいて支払う会費は、社員から徴収する経費に準じて公益目的事業財産の額を計算するとあるが、財団法人の賛助会員が支払う会費は寄附金に当たるとするFAQのVI-1-①との関係・整合性については、どのように考えればよいのか。財団法人の賛助会員の支払う経費も同様と考えるとよいのか。	個人	<p>本追加部分は、社団法人の社員の会費について定めたものであり、社団法人がいわゆる代議員制を採用している場合、社員（代議員）となる資格を有する社員以外の会員（準会員、賛助会員等）が支払う会費については、社員が支払う会費と分けて考える理由がないことから、認定法上の公益目的事業財産に組み入れるべき額の算定上は、社員が支払う会費（一般社団・財団法人法第27条に規定する経費）に準じて取り扱うこととするということを規定する趣旨です。その旨がより明確になるよう表現を改めます。</p> <p>なお、財団法人の賛助会員が支払う会費は、社団法人の社員等が支払う上記の会費とは性格が異なりますので、認定法上は基本的には寄附に該当するものと考えられます（FAQ VI-1-1 参照）。</p>
9	I-17 - (3)	上記(2)と同様、との記述がなされると、(2)も『「〇割」、「〇分の1」程度には、その具体性をもって定め』なければならないように解釈されるおそれがある。また、当該条項の趣旨は、収益事業や共益事業のような積極的事业に充当する場合を前提にしていると思われるが、管理業務に当てる場合は、具体性をもって定めることは難しい。『更に、上記(2)と同様、一部を公益目的事業以外のた	民法34条 法人	「一部」について具体性をもって定められる必要がある」の具体性とは、「一部」の定め方の具体性のことであり、収益事業に使用する、法人会計に充てる等の用途に関する具体性のことではありません。

		めに使用する旨を定める際には』を『更に、一部を収益事業等のために使用する旨を定める際には』に変更して頂きたい。		
10	I-18-1	「②については、一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの（雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業）はまとめて「その他事業」とすることができる。」とあるが、公益目的事業のみを実施している法人にも、上記のような「一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの」が発生する可能性があり、このようなものは事業としては無視してもよいのではないか。	民法34条 法人	「一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの（雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業）」であっても事業であることにかわりありません。 従って、このような事業を行っている場合には、公益目的事業のみを実施している法人には該当しないこととなります。
11	I-18-1	注書きでは「②の『その他の事業』には、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる」として、その例示に共済事業などが挙げられている。「その他の事業」については、公益目的事業及び収益事業以外の共益的な性格を有する事業などが該当するものとされているが、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の性格を有しない共済事業については、むしろ公益目的事業に該当するものもあり得るのではないか。 例えば、共済商品の契約者（共済掛金の支払い義務者）と被共済者が異なる共済事業については、注書きにいう「法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業」には該当しないと解してよろしいか。	個人 その他	F A Qの問Ⅷ-1-④（補足2）をご参照ください。（現行の指導監督基準においても、特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするものは、公益法人として適当ではないとしています。）

別添2「公益認定等ガイドラインの追加（案）〔認可関係〕」に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	Ⅱ－1 －(1)－ iii	移行後において「ハ」の事業を追加できないのは当然の考え方だと思うが、新制度への移行期でもあり、移行から数年程度は猶予期間が設けられるべきではないか。	民法34条 法人	法人において十分な準備・検討を経て移行の申請をしていただけるよう、本年12月から5年間の移行期間が設けられていますので、更に別途、経過措置として移行後に猶予期間を設けることは考えていません。
2	Ⅱ－1 －(1)－ iii	「移行後において実施事業として「ハ」の事業を新たに追加することはできない。」ことについて、以下の理由から追加を認めるべきである。 (理由) 公益目的支出計画を作成する場合、移行時点で法人が実施している事業の中から、各法人の判断によって公益目的支出計画に継続事業として記載することとなる。 しかし、公益目的支出計画の実施期間中に、社会情勢の変化等により当初想定していなかった事態も起こりうる（移行時には黒字であったため継続事業として公益目的支出計画に記載しなかった事業が、移行後に赤字になるなど）。 そうした場合に、移行時に法人が実施していた事業の中からであれば、移行後であっても新たに公益目的支出計画に継続事業として追加することは認められるべきである。 なお、事業の追加に伴う公益目的支出計画の変更の認可は公益認定等委員会への諮問・答申を経るため、追加する事業の公益性は担保されると考える。	民法34条 法人 地方公共 団体 その他	整備法第119条第2項第1号ハに規定する事業は、「移行認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業」であり、移行後に新たに追加することはできません（FAQ X－2－③参照）。 なお、移行認可申請前から実施している事業が整備法第119条第2項第1号イに規定する事業（公益目的事業）に該当するものであれば、移行認可申請時の公益目的支出計画に「イ」の公益目的事業として記載することも、移行後に「イ」の公益目的事業として公益目的支出計画に追加することも可能です。 また、ガイドラインⅡ－1－(4)－②※のとおり、公益目的支出計画に記載する実施事業等については、支出の総額が収入の総額を上回ることが必要ですが、その範囲内で黒字の実施事業を記載することは可能です。
3	Ⅱ－1 －(4)－ ②	公益目的支出計画における時価評価資産を現物寄附した場合の特定寄附の額の考え方と、実施事業資産である時価評価資産を売却した場合の売却損益の額の考え方の違いについて明らかにされたい。	個人	整備法施行規則第14条第2項の規定により時価評価資産については、法人の貸借対照表上、算定日の時価を帳簿価額とみなします。よって、移行後に時価評価資産を現物寄附した場合の特定寄附の額や、時価評価資産である実施事業資産を売却した

				場合の売却損益の額については、算定日の時価に基づいて調整した上で、公益目的支出計画に反映することとなります。
4	II-3	<p>(1) 移行法人は、移行登記から三カ月以内に公益目的財産額を確定するための関連書類（貸借対照表、附属明細書等）を行政庁に提出する必要がある。公益目的財産額の確定の際、不動産鑑定士の鑑定価額等について、申請時の評価額を確定時の評価額と認めることは、移行登記前後は多大な事務作業が予想されるなか、各法人の負担軽減策として評価できる。</p> <p>同様に、その他の土地、有価証券、美術品等の時価評価資産についても、申請時の評価額を確定時の評価額として認めるべきである。</p> <p>(2) 固定資産税評価額の評価替えのある年は、申請時の固定資産税評価額と、算定日の評価替え後の評価額のうち、法人の選択によりいずれかを算定日の時価とする、とすべきである。</p>	民法34条 法人	<p>(1) 本追加部分は、ご指摘のとおり公益目的財産額の確定において法人の過大な負担を避けることを意図しており、ここでいう不動産鑑定士の鑑定価額等には、例えば美術品の評価を外部に依頼した場合の評価額は含まれます。</p> <p>なお、移行の登記をした法人は（移行法人に限らず）、登記の前日を事業年度の末日（整備法施行規則第2条第1項ただし書き）として決算を行います。その際の貸借対照表を基に移行認可申請時と同様の方法で公益目的財産額を確定額を算出しますので、ご指摘のその他の土地や有価証券等の評価に関して、法人に過大な負担を強いるものではないと考えます。</p> <p>(2) 公益目的財産額の算定日はあくまで移行登記の日の前日ですので、固定資産税評価額を土地の時価とする場合は算定日における固定資産税評価額が当該土地の時価となります。</p>
5	II-3	申請時の土地の時価評価にあたって、法人が固定資産税評価額を用いた場合でも、確定時において不動産鑑定士による鑑定を行う必要があるのか。	民法34条 法人	公益目的財産額の確定時の土地の評価方法は、移行認可申請時と同じであり、必ずしも不動産鑑定士による鑑定は必要ではありません。
6	II-3	整備法第125条第1項の変更には該当しないということは、同条第3項の変更の届出を行う必要もないということか。	地方公共 団体	ここでいう公益目的支出計画の実施期間の確定は、そもそも整備法第125条第1項の変更には該当しないということであり、当然公益目的支出計画の軽微な変更にも該当しません。
7	II-4	今回のガイドライン追加案には、損益計算書の作成にあたって、実施事業等以外の事業（その他の事業）に関する記載がないが、その他の事	民法34条 法人	移行法人が各事業年度経過後、行政庁に提出すべき損益計算書（正味財産増減計算書）について、特にガイドラインで示す必要があると考え

		業について、事業ごとの内容や目的等から関連するものについては、法人の任意で一くりにまとめて区分することができる旨を記載すべきある。		られる事項として、(少なくとも)実施事業等については事業等ごとに区分して表示する必要がある旨を追加することとしました。ご指摘の実施事業等以外のその他の事業については、法人において必要に応じて目的や内容等から関連するものについてまとめても構いません（FAQX-4-②参照）。
8	II-4	移行認可申請に添付する収支予算書や移行後の損益計算書について区分経理が必要となることについて、ガイドラインの末尾に記載するのは移行認可を検討する法人に対して周知が不十分ではないか。	地方公共団体	移行認可申請時及び移行後において、誤解の生じないようFAQや申請の手引きで説明します。
9	II-4	公益目的支出計画における「公益目的支出の額」、「実施事業収入の額」は実施事業全体の収支により算出されるものであるため、損益計算書において個別の実施事業等ごとの区分経理は必要ないとする。中小の法人を初め各法人の負担を最小限にとどめるようにすべきである。	民法34条法人	移行法人において公益目的支出計画が適正に実施されているかを認可行政庁において把握する上で、個々の実施事業等ごとに区分経理されていることは必要です。また、移行認可申請時においても公益目的支出計画が適正であることを審査する上で、同様の表示が必要になります（FAQX-4-②参照）。 なお、実施事業について、①公益目的事業は、事業の実態等から類似、関連するものを法人においてまとめて記載することは可能であり、②継続事業は、旧主務官庁に事業報告等で届け出ている事業ごとに記載することになります。
10	II-4	損益計算書の内訳表のない平成16年改正基準により会計処理を行う場合でも特別会計などにより実施事業等ごとの区分経理を行うことは可能と考えるがいかがか。	その他	ご指摘のとおり、移行法人において特別会計などにより、実施事業等ごとに費用・収益を明らかにすることも可能です（FAQVI-4-③参照）。